

令和5年10月31日

一宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市教育長 高 橋 信 哉

一宮市教委規則第6号

一宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

一宮市教育委員会事務局処務規則(平成17年一宮市教委規則第8号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(学校給食課の事務分掌) 第4条 学校給食課は、次の事務をつかさどる。 (1)・(2) 略 (3) <u>南部学校給食共同調理場の維持管理に</u> 関すること。 (4) <u>北部学校給食共同調理場の維持管理に</u> 関すること。 (5)・(6) 略	(学校給食課の事務分掌) 第4条 略 (1)・(2) 略 (3) <u>学校給食共同調理場</u> の維持管理に 関すること。 (4)・(5) 略 (6) <u>一般財団法人一宮市学校給食会に</u> 関 すること。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。